

2) 目標とする指針値等

光環境類型に応じた主たる照明種別と配慮すべき影響、本ガイドラインで設定する各指針値を表4に示す。

表4 本ガイドラインで設定する指針値等

照明密度	光環境類型	地域対象イメージ	主となる照明種別	配慮すべき影響	指定された方向への最大光度値 (P. 24)	
					減灯時間前	減灯時間後
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 5px;">↑</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">低</div> </div>	E1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園 ・ 自然景観地域 ・ 田圃 ・ 里地 など 	道路照明灯 防犯灯	動物への影響 植物への影響 夜空の明るさへの影響	2,500 cd	0 cd
	E2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郊外 ・ 田圃、山間地域の集落、町、村 など 	道路照明灯 防犯灯 街路灯	居住者への影響 歩行者への影響 動物への影響 植物への影響 夜空の明るさへの影響	7,500 cd	500 cd
	E3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市の周辺 ・ 都市周辺住宅地 ・ 市街地（工業地域） など 	道路照明灯 防犯灯 街路灯 屋外広告物照明 屋外設置物照明 屋外展示物照明 屋外作業場の照明	居住者への影響 歩行者への影響 夜空の明るさへの影響	10,000 cd	1,000 cd
	E4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市中心部 ・ 繁華街 ・ 商店街 ・ オフィス街 など 	道路照明灯 街路灯 屋外広告物照明 屋外設置物照明 屋外作業場の照明	歩行者への影響 夜空の明るさへの影響	25,000 cd	2,500 cd

最大鉛直面照度値 (P. 24)		発光面の平均輝度の最大許容値 (P. 26)		上方光束比の最大許容値 (P. 27)	目標設定例
減灯時間前	減灯時間後	建物ファサード	看板		
2 lx	0 lx	(減灯時間前) <0.1 cd/m ² (減灯時間後) 0 cd/m ²	(減灯時間前) 50 cd/m ² (減灯時間後) 0 cd/m ²	0.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境、農作物への影響に配慮した屋外照明の設置 ・ 星空の保護
5 lx	1 lx	5 cd/m ²	400 cd/m ²	2.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境、農作物への影響に配慮した屋外照明の設置 ・ 居住者への影響の防止 ・ 星空の保護
10 lx	2 lx	10 cd/m ²	800 cd/m ²	5.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住者への影響の防止と住環境整備の両立 ・ 夜空の明るさへの配慮
25 lx	5 lx	25 cd/m ²	1,000 cd/m ²	15%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市夜景のデザイン性の向上 ・ 広告物、設置物における照明の使用の適正化 ・ 夜空の明るさへの配慮

3. 2 目指すべき光環境

1) 光環境類型

目指すべき良好な光環境は地域の特性に応じて異なる。そのため、地域の社会状況、自然環境の豊かさや星空観察などの地域資源を保全する観点などから、地域の特性に応じた「光環境類型^{※29)}」を設定する。ここでは、光環境類型として、CIE150:2017における環境区域の分類 E1～E4に準拠し、それぞれにおける指針値等を設定する。市町村レベルの地方公共団体においては、地域ごとに目指すべき光環境類型を選択し、それに応じた適切な対策を推進することが望まれる。なお、光環境類型は地方公共団体の全域に単一の光環境類型を設定するだけでなく、より細かく地区ごとに設定したり、複数の地方公共団体が統一して設定したりすることも期待される。また、照明設計者等は、対象地域の光環境類型が明らかでない場合にも、目指すべき光環境類型を適切に判断し、それに応じた照明設計を行う必要がある。

表 3 光環境類型

E1	自然公園や里地等で、屋外照明設備等の設置密度が低く、本質的に暗く保つべき地域。
E2	村落部や郊外の住宅地等で、道路照明灯や防犯灯等が主として配置されている程度であり、周辺の明るさが低い地域。
E3	都市部住宅地等で、道路照明灯・街路灯や屋外広告物等がある程度設置されており、周囲の明るさが中程度の地域。
E4	大都市中心部、繁華街等で、屋外照明や屋外広告物の設置密度が高く、周囲の明るさが高い地域。

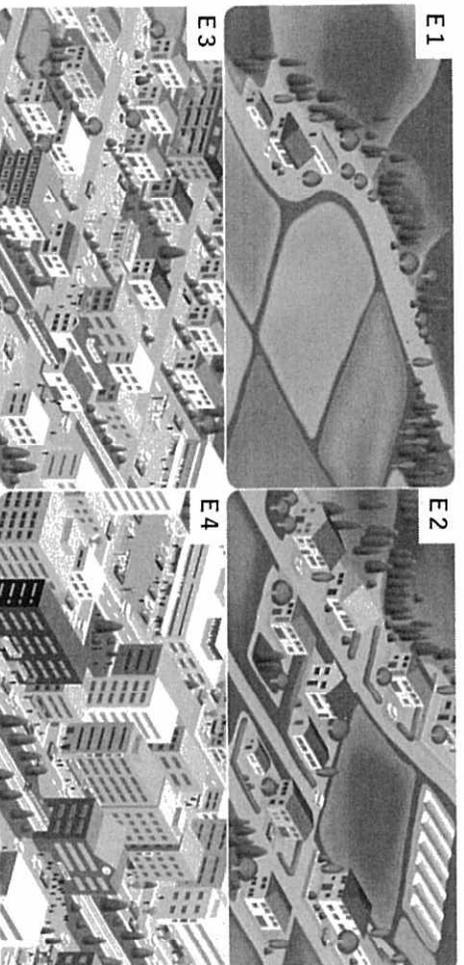


図 7 各光環境類型のイメージ

^{※29)} 「光害対策ガイドライン改訂版」(環境省、2006)では「照明環境類型」と記載されているが、人工的につくられる照明環境のみならず、自然光も含めた良好な光環境を形成することが重要なため、本ガイドラインでは「光環境類型」と称する。

光害対策ガイドライン

令和3年3月改訂版

省 境 環 境